

# 市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO.59

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440「市民オンブズ岡崎」

発行 2008. 9. 12

## ガス化溶融炉建設工事技術提案書 情報開示再度の拒否に異議あり！

岡崎市が随意契約することにした新一般廃棄物中間処分施設（ガス化溶融炉）建設工事は、見積価格ばかりではなく技術評価も加味する総合評価方式を採用し、技術評価のため技術検討委員会に評価を委嘱しました。岡崎市が採用した溶鉱炉を建設できる業者は2社しかなく、溶鉱炉で生じた飛灰の処理について最終処分方式を提案しなかったA社の再提出する飛灰の処理評価を技術検討委員会から委任された岡崎市建設検討委員会は失格とし、B社と随意契約を結ぶことにしました。なんとも不明朗な契約行為です。

そこで、岡崎市が示した設計仕様書および基準価格の根拠、一方を失格とした根拠となる「（仮称）岡崎市新一般廃棄物中間処分施設建設工事技術提案審査に関する提出図書（提案者番号 A社、B社分）電磁的データ物」を情報公開請求しました。

ところが、失格とした根拠であるA社、B社の提出図書は非公開としましたので、市民への説明責任が果たせていないとして、異議申し立てをすることにしました。（ニュース56号参照）

これについて、岡崎市は情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け一部開示の決定をしてきました。（一部開示とした「基準価格を根拠となる積算根拠文書」は全部開示となった。）以下の決定書にその理由が記されています。どの程度開示されるのかと期待して指定された7月15日に情報コーナーで手渡された書類は、100頁を超える提案書のほんの一部であり、それも殆どが黒塗りされた文書でした。（添付資料）

いつまでも、お上のやることに口を出すなど思っているようです。市民には知らしむべからずなんて思っているのでしょうか、憤りをおぼえます。

現在、公文書開示を求める行政訴訟を準備していますので、今後訴訟費用や傍聴等の応援、協力をお願いします。

-----

## 決定書

異議申立人 岡崎市羽根町鰻池97-2  
渡邊 研治

上記異議申立人から平成19年11月15日付けで提起された公文書非開示決定に対する異議申立てについて、次のとおり決定する。

### 主文

平成19年10月16日付け19ご対第360号で岡崎市長(以下「市長」という。)が行った「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案書番号A社、B社分)電磁的データ物」(以下「本件公文書」という。)の非開示決定のうち、別表に掲げる部分の非開示を取り消し、開示する。

その余の部分に係る異議申立てを棄却する。

### 理由

#### 第1 異議申立ての趣旨及び理由

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成19年10月15日付け19ご対第360号で市長が行った本件公文書の非開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由要旨

- (1) 本件公文書を非開示としたことは、A社、B社が示した技術提案がどのように違い、一方を失格とした市の判断が妥当であるかどうか、市民に判断の材料を秘匿する行為である。技術検討委員長からその決定について異議表明され、失格とされた業者からも2度にわたって苦清申立てが行われており、本件公文書を明らかにしないことは、市政に対する市民の不信感を深め、公正で民主的な市政の推進に資することに反する。
- (2) 総合評価方式を採用した当該施設建設工事は、技術評価点と請負見積価格をそれぞれ点数化してその合計点で契約業者を決定する方式であり、「一般競争入札での落札額」と「技術提案書及び見積額」は同等に扱い、公表されてしかるべきものである。岡崎市が採用したガス化溶融炉を建設施工できる業者は参加業者2社しかないので、本件公文書を秘匿したまま、一方を工事発注仕様書で要求する提案がなされなかったとして失格とし、一方を随意契約業者に決定することは、その決定が正当であるとする根拠を市民に示せない。さらに、9月に要望していたこれらの文書の閲覧を課内で検討した結果として応じ、10月2日には私を含め「市民オンブズ岡崎」のメンバーら3名に対して、本件公文書を全面的に閲覧させている。簡易に閲覧できる文書が非開示となることは理解できず、そもそも条例第7条第3号アには該当しない。
- (3) 一般廃棄物処理施設はその処理方法や管理によって市民の健康や生活に著しい影響を専えるので、条例第7条第3号ただし書に該当し、非開示事由からは除かれる。

また、一方を失格としたことによって、結果的にもう一方の業者としか契約で

きないことになり、競争相手のないその後の随意契約が不当に高額の契約となつてしまったことも考えられ、市民の税金により賄われている市財政に損害を与えているとしたら、このことも条例第7条第3号ただし書に該当する。

## 第2 申立てに対する判断

市長は、本件異議申立てに対し、岡崎市晴報公開審査会に諮問し、本件公文書の一部を開示すべきであるとの答申を得たので、以下のとおり判断する。

なお、本件異議申立ては「電磁的データ物」としての本件公文書の非開示決定に対してなされたものである。本件公文書は、技術提案の内容が文章による説明のみではなく、表、グラフ、図、写真等が随所に使用されていることから、仮に部分開示できる情報が存在したとしても、「電磁的データ物」としては、条例第8条第1項に規定する非開示部分を「容易に区分して除くこと」は、技術的に困難である。

したがって、本件公文書については、「電磁的データ物」としてではなく「紙文書」として、開示できる部分を以下のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件異議申立てに係る対象文書は、本件建設工事における契約予定業者を選定するにあたり技術評価を行うため、A社及びB社の2社からそれぞれ提出された技術提案書である。

本件公文書は、技術提案の項目ごとに様式4-1ないし様式4-16に分類されており、その他の参考資料が添付されている。本件公文書を提出させるに際して、市長から当該提案内容を非公開とする旨の明確な条件は付していない。

### 2 条例第7条第3号ア該当性について

本件公文書は、全体として、ごみ処理システム等の技術に関し企業独自のノウハウを数多く含んでおり、以下に述べる項目アないしケで開示と判断する以外の部分は企業にとっての秘匿性のある技術上及び営業上の情報であることから、これが公にされれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあり、条例第7条第3号アに該当する。

以下の項目アないしケについては、それぞれの理由により条例第7条第3号アに該当しないと判断する。

なお、アないしケで開示と判断する部分、別表のとおりである。

#### ア 様式4-1

本項目は、「安全に関する技術提案 環境に対する安全性」の評価のため「周辺地域に配慮した環境保全対策の妥当性」についての提案を求めたものである。このうち本施設と同規模の施設の測定値については、環境省の統計値として別途公表されていることから、条例第7条第3号アに該当しない。

#### イ 様式4-2

本項目は、「安全に関する技術提案 安全衛生や事故等物理的な面での安全性」の評価のため「安全に係わる技術の成熟度」についての提案を求めたものである。

このうち他の施設における稼働実績は、当該企業により別途公表されていることから、条例第7条第3号アに該当しない。

#### ウ 様式4-3

本項目は、「安全に関する技術提案 ライフサイクルアセスメント」の評価のため「運転時の 副資材等からの二酸化炭素濃度排出量 発電による二酸化炭素濃度削減量」についての提案を求めたものである。

このうち 及び の年間総量の数値については、本提案が提出された後、市長において公表しており、条例第7条第3号アに該当しない。

#### エ 様式4-5

本項目は、「安定に関する技術提案 ごみ質の変動に対する安定性」の評価のため「ごみ質変化への適用可能性について 軽負荷運転及び高負荷運転への対応の考え方 他所灰等の受入変動への対応の適切性 災害発生時における受入ごみの制約条件」についての提案を求めたものである。

このうち災害発生時における受入れ余力に関する部分は、本提案が提出された後、市長において公表した内容とほぼ同程度の情報であることから、条例第7条第3号アに該当しない。

#### オ 様式4-7

本項目は、「安定に関する技術提案 副資材にかかわらない安定稼働」の評価のため「副資材の安定供給について 副資材の質の変動にかかわらない安定稼働 副資材の供給体制の安定性」についての提案を求めたものである。

このうち近隣の納入施設に関する説明部分は、本提案が提出された後、市長において公表した内容とほぼ同程度の情報であることから、条例第7条第3号アに該当しない。

#### カ 様式4-8

本項目は、「経済性・リサイクル性に関する技術提案 ライフサイクルコスト」の評価のため「維持管理費及び補修費の削減効果」についての提案を求めたものである。様式4-8は、様式4-9ないし様式4-14でそれぞれ算定した費目ごとのライフサイクルコストの金額を一覧表にまとめたものである。

一般的に、企業が有するシステム技術に基づくランニングコストの積算根拠の詳細は、当該企業の技術開発レベルがうかがい知れる可能性のある情報であり、企業にとっては同業他社に知られたくない秘匿性の高い情報であると解される。

また、本件建設工事に限らず、一般廃棄物処理施設建設工事の契約業者選定過程における企業から提案のあったライフサイクルコストの積算根拠の詳細は、これが開示されると、今後、他の自治体で同様の入札があった際、入札に参加する同業他社が本件公文書に記載されている金額を参考にした提案をするなど、対抗的な事業活動が行われるおそれがある。また、仮にそのような事態になった場合、業者間で公正な競争が行われないおそれがあり、ひいては、入札を行う当該自治体にとっても重大な支障を及ぼすおそれがある。

しかしながら、20年間の費目ごとのランニングコストの総額のみを開示であれば、当該情報のみからは具体的な積算根拠の詳細が明らかにされるわけではないことから、企業の技術上のノウハウをうかがい知れるとまでは認められない。

したがって、20年間の費目ごとのランニングコストの総額は、条例第7条第3号アに該当しない。

#### キ 様式4-15

本項目は、「経済性・リサイクル性に関する技術提案 副生成物の性状」の評価のため「副生成物の有効利用、副生成物の有効利用に向けた高品質化、有価性」についての提案を求めたものである。

このうちスラグ、メタル、飛灰のそれぞれの発生率は、本提案が提出された後、市長において公表していることから、条例第7条第3号アに該当しない。

#### ク 様式4-16

本項目は、「経済性・リサイクル性に関する技術提案 余熱の有効利用」の評価のため「発電による余剰電力を踏まえた余熱利用」についての提案を求めたものである。

本項目には、余剰発電量の算定式等が記載されているが、タービン設計点における発電量は、本提案が提出された後、市長において公表していることから、条例第7条第3号アに該当しない。

#### ケ その他の参考資料

その他の参考資料は、様式4-1ないし様式4-16の各提案に係る参考資料であり、各提案内容をわかりやすく説明するためにA社及びB社がそれぞれ任意に提出した資料である。

このうち、B社の様式4-1-1、様式4-7-2は、出版物で公表されている数値を引用したものにすぎないことから、条例第7条第3号アに該当しない。

また、B社の様式4-2-1、様式4-2-2及び様式4-3-3のうち、稼働施設の実績に関する部分で公にされていると解される部分は、条例第7条第3号アに該当しない。

### 3 条例第7条第3号ただし書該当性について

条例第7条第3号ただし書の規定は、法人等または事業を営む個人の事業活動に伴い生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する障害を未然に防止し、又は現に発生した当該障害を排除し、若しくは当該障害の拡大を防止するために必要な場合は、当該法人等または事業を営む個人の正当な利益を害するとしても、法人等に関する情報または事業を営む個人の事業活動に関する情報を開示しなければならないこととしたものである。

ところで、産業廃棄物処理施設に関しては、全国で過剰搬入や不適切処理等により産業廃棄物が処理されないまま放置されるなどの事件が数多く発生している。このことから、そのような事件を未然に防止し、近隣住民の不安を取り除くことから、産業廃棄物処理施設に関する情報は、出来る限り開示されることが社会的に要請されているところである。

それと比較して、地方公共団体が設置し管理する一般廃棄物処理施設に関しては、人の健康に重大な障害を及ぼす事故が発生するという情報は、通常は想定されていない。したがって、上記「2」の項で条例第7条第3号アに該当するとした情報は、条例第7条第3号ただし書に該当しないと判断する。

### 4 まとめ

以上のとおり、本件公文書のうち別表に掲げる部分の非開示決定に係る異議申立て

は、理由があるから、行政不服審査法第47条第3項の規定により、その余の部分に関する非開示決定に係る異議申立ては理由がないから、同条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

## 別 表

### A社提案書

様式4-3 1ページ

- ・「副資材等からのCO<sub>2</sub>排出量」の表中「CO<sub>2</sub>排出量(t/年)」の「合計」欄(表の項目見出しを含む)
- ・「発電によるCO<sub>2</sub>削減量」の表中「CO<sub>2</sub>削減量(t/年)」の欄(表の項目見出しを含む)

様式4-8 1ページ

- ・「ランニングコスト算定条件」の部分
- ・「ランニングコスト集計表」のうち各費目の20年間の「合計」欄(表の項目見出しを含む)

様式4-15 1ページ

- ・「スラグ、メタル、飛灰の発生量(比率)」の3行目まで及び表中「スラグ」、「メタル」、「飛灰」の「比率」欄

様式4-16 2ページ

- ・1行目の下線が付された説明部分

### B社提案書

様式4-1 2ページ

- ・「本施設と同規模・同プロセスでの0.01mg-TEQ/m<sup>3</sup>Nへの対応実績」の表

様式4-2 1ページ

- ・「1.ガス化溶解技術に関する取組経過」の上から5行目まで

様式4-2 2ページ

- ・「3.処理の安全性・安定性」の部分

様式4-2 3ページ

- ・1行目から「発電機定格」までの部分

様式4-3 1ページ

- ・「1.CO<sub>2</sub>排出量及び削減量」の2行目まで
- ・「(1)副資材等からのCO<sub>2</sub>排出量」の表中「副資材等からのCO<sub>2</sub>排出量(年間)」の欄(表の項目見出しを含む)
- ・「(2)発電によるCO<sub>2</sub>削減量」の表中「発電によるCO<sub>2</sub>削減量(年間)」の欄(表の項目見出しを含む)

様式4-5 6ページ

- ・「2 災害発生時におけるごみの受入に関する余力」の4行目まで

様式4-7 2ページ

- ・「2 副資材の供給体制の安定性」の6行目まで

様式4-8 1ページ

- ・「ランニングコスト集計表」の1行目及び表中各費目の20年間の「合計」欄(表の

項目見出しを含む)

様式 4 - 1 5 1 ページ

- ・「1 副生成物の発生量」の1行目及び表中「スラグ」、「メタル」、「飛灰」の「発生率」欄

様式 4 - 1 6 1 ページ

- ・本文の下から3行目の、右から25字目から文末まで(句読点を含む)

添付資料 4 - 1 - 1

全部

添付資料 4 - 2 - 1

- ・1行目から「発電機定格」までの部分

添付資料 4 - 2 - 2

- ・1行目から「年間ごみ処理量(t/年)」までの部分

添付資料 4 - 3 - 3

- ・「高温高圧条件のボイラ採用実績」の表

添付資料 4 - 7 - 2

全部

平成 2 0 年 6 月 3 0 日

岡崎市長 柴 田 紘 一 印

10月例会の案内

10月10日(金)午後7時30分～

市民オンブズ岡崎事務所にて

(第4金曜日は作業日です)

# 男川ダム止めて、173億円節約に貢献

男川ダム計画に反対してきた私たちにとって、国の予算の173億円、それに伴う愛知県や岡崎市が負担すべき何億円もの無駄使いをやめさせることができたことを評価したいと思います。

今回の豪雨でも、乙川に流れ込む中小河川に溢水などの被害がありましたが、乙川の溢水や堤防の決壊などはありませんでした。

美合町で観測史上例を見ない豪雨（1時間に143mm）に見舞われましたが、無事でした。それだけの金があるのならば、今回被害が出た小呂川や伊賀川、鹿乗川などの河川改修を優先すべきだと思います（今回の豪雨により被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。）

**公共事業中止で628億円節約**

外務、厚生労働など4省の計13の公共事業が、必要性が低いとして中止または休止されたことが13日、政府が閣議決定した「07年度政策評価白書」で明らかにされた。13事業で計628億円が節約された計算だ。事業として採択されてか

**必要性低い**

4省13事業のうち、5年経過しても未着手の計10事業、10年経過しても完了していない公共事業931件について各府省が政策評価を行った。その結果、中止されたのは▽外務省のアラビヤ半島の有償資金協力（80億円）▽国土交通省の愛知

・男川ダム建設事業補助（173億円）、長崎・村松ダム建設事業補助（71億円）など10事業。休止となったのは厚生労働省の水道水源開発施設整備事業（青森・津軽）など3事業。また、公共事業を除く一般政策に対する事後評価では、555件のうち265件で改訂や見直しが行われた。【石川貴教】

毎日新聞 2008.6.13 (夕)

